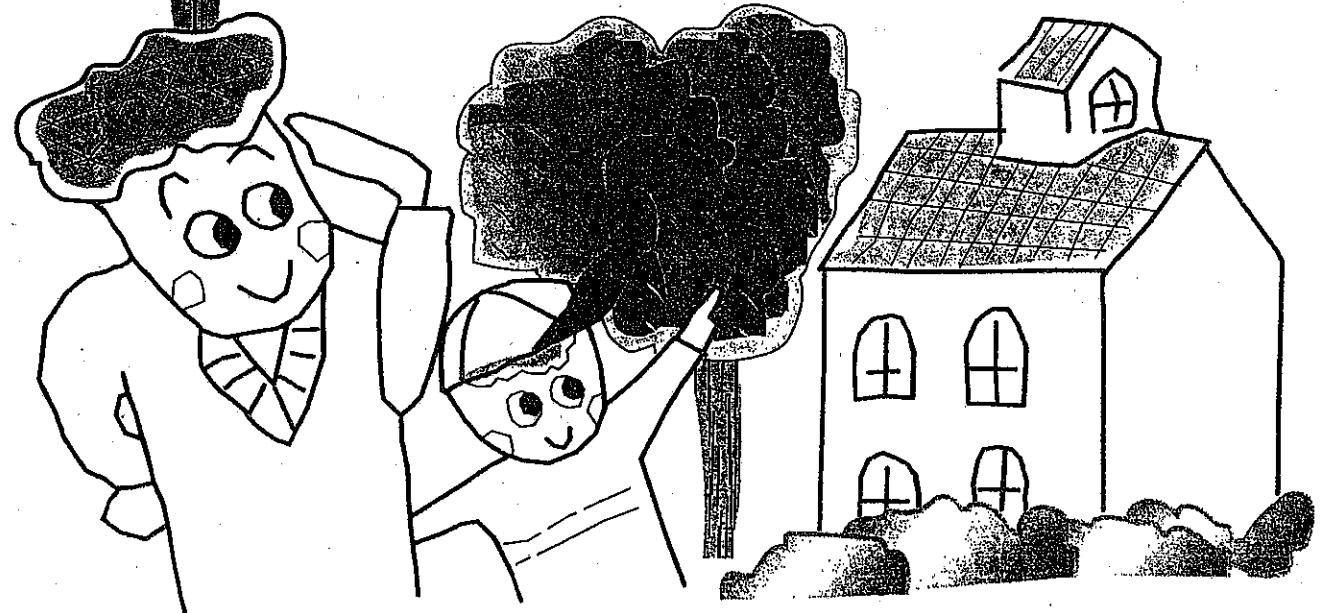
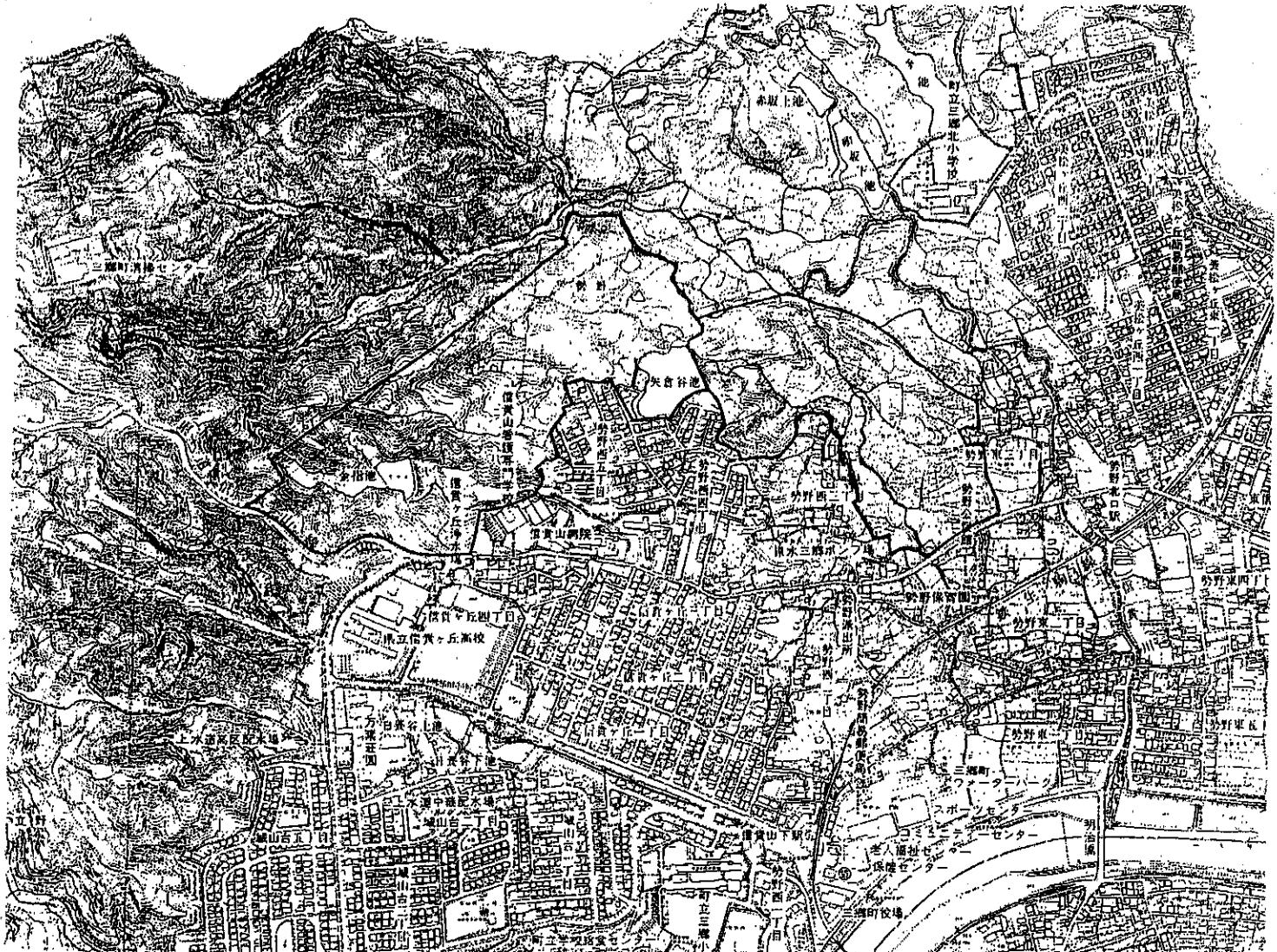


地区計画 の手引き



勢野北部土地区画整理地区の位置



目 次

□ 地区計画を定めた区域	1
□ 地区計画のルール	2
□ 手続きの流れ	4
□ 届出の時期	4
□ 届出の必要な行為	4
□ 届出書類	5
□ 補足説明（建築物の敷地面積の最低限度について）	5
□ 地区計画の区域内における行為の届出書	6
□ 地区計画書	7

勢野北部土地区画整理地区の地区計画について

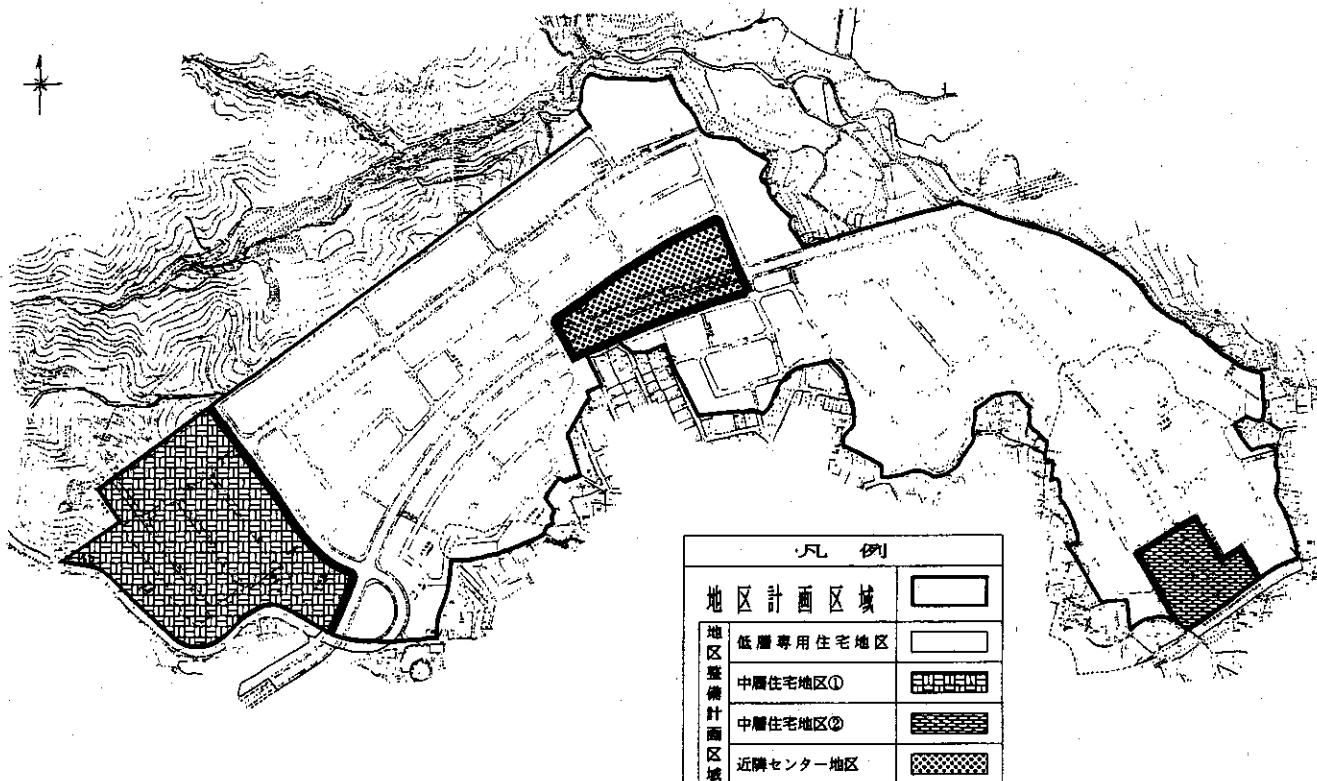
勢野北部土地区画整理地区では、良好で快適な市街地の形成と周囲の豊かな自然環境と調和した住環境を守るために、「三郷町勢野北部地区 地区計画」を都市計画決定しております。

「地区計画制度」とは、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりの計画を定めるもので、住みよいまちを保全・育成するためのまちづくりの方法です。

このパンフレットは、勢野北部土地区画整理地区内で、建築物の建築や工作物の建設を行う場合の建築物の用途に関することや敷地規模、構造などの規定を説明するとともに「届出」の方法を説明したものです。

□ 地区計画を定めた区域

「勢野北部地区 地区計画」を定めた区域を4つの地区に分け、それぞれの地区で建築物などについての制限を定めています。



□ 地区計画のルール

- ① 建物の用途を制限しています。

低層専用住宅地区 第一種低層住居専用地域	中層住宅地区 ① 第一種中高層住居専用地域	中層住宅地区 ② 第二種中高層住居専用地域	近隣センター地区 近隣商業地域(準防火地域)
建築できるものは次の建築物だけです			次の建築物は建築できません
1 住宅(長屋・共同住宅を除く) 2 老人ホーム等 3 診療所 4 巡査派出所 5 上記の建築物に付随するもの	1 低層専用住宅地区で建築できるもの 2 一定規模以下の店舗、飲食店 3 共同住宅 4 寄宿舎又は下宿	1 500m ² 以上の店舗、飲食店、事務所 2 共同住宅 3 寄宿舎又は下宿 4 畜舎	1 工場 2 マージャン屋、ばら屋等 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎 6 倉庫業を営む倉庫 7 一定規模の駐車施設を持たない店舗

- ② 敷地の規模を定めています。

建築物が密集しないように敷地の細分化を防止し、ゆとりある落ちついた街なみをつくりましょう。

敷地面積の最低限度を165m²と定めています。

それ以下では建築物を建築することができません。

- ③ 壁面の位置を定めています。

緑を植えるスペースを確保し、日照や通風を良くするため、壁面は道路や隣地から十分な距離を取りましょう。

建築物の外壁から1m以上の後退を定めています。

但し、都市計画道路に面した部分は1.5m以上です。

- ④ 建築物の高さを定めています。

日照や眺望をさえぎることのない街なみとするため、建築物の高さをそろえましょう。

中層住宅地区・近隣センター地区は13m以下、低層専用住宅地区は10m以下と定めています。

- ⑤ 広告物の形態を定めています。

看板や広告塔などを設ける場合は、形、大きさ、色彩、掲示場所などを工夫し、住宅地にふさわしい環境に配慮しましょう。

屋外広告物を自己の用に供するものは表示面積が2m²以下などと定めています。(近隣センター地区を除く)

⑥ かき・さくの高さや形態を定めています。

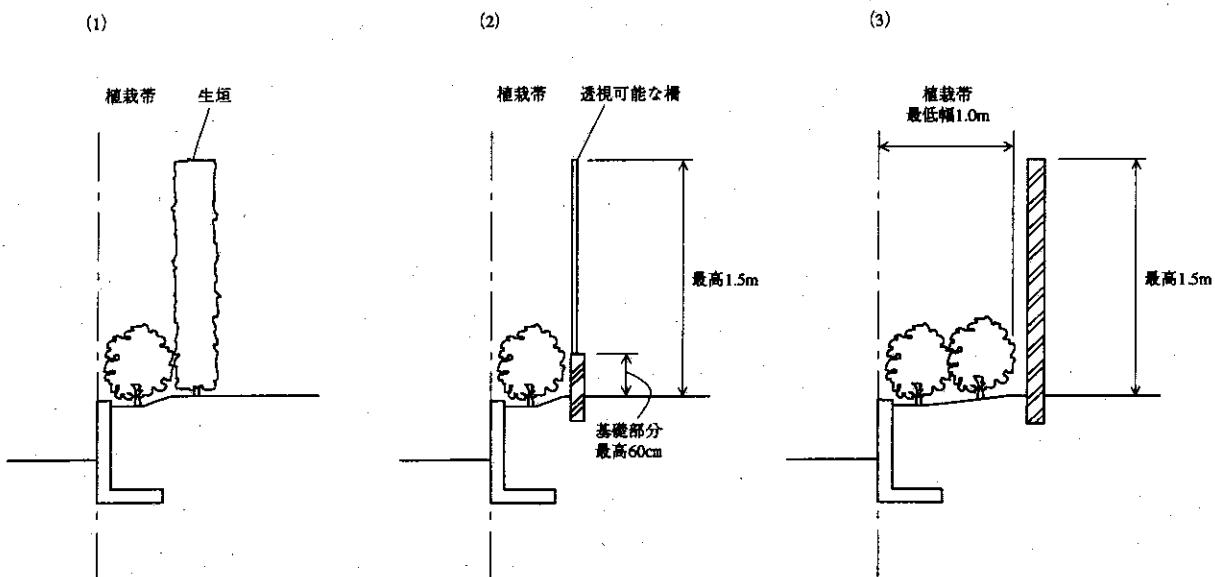
高いかきやさくは、縁をさえぎったり、まちを閉鎖的で味気ないものにしてしまいがちです。

高さをおさえたり、生垣にすることで、うるおいとやすらぎのある街なみをつくりましょう。

さくの高さを1.5m以下と定めています。

ただし、生垣については高さの制限はありません。

参考図（かき、又はさくの構造の制限）

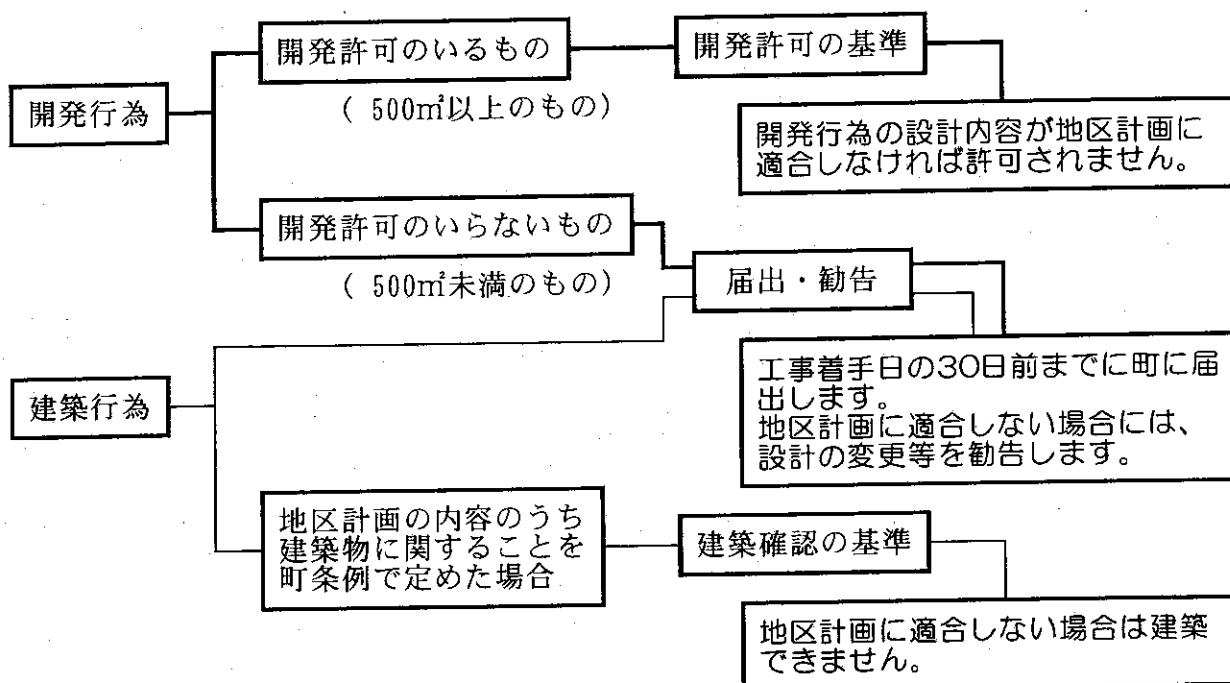


勢野北部土地区画整理地区では、地区計画による規定とともに、用途地域などにより、全体では以下の規定を受けています。

	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	近隣商業地域
容積率の最高限度	80	200	200	200
建ぺい率の最高限度	50	60	60	80
高さの最高限度	10m	13m	13m	13m
道路斜線制限	1.25×	1.25×	1.25×	1.5×
隣地傾斜制限	—	20m+1.25	20m+1.25	31m+2.5
北側斜線制限	5m+1.25	—	—	—
壁面の位置の制限	1 m (但し、都市計画道路に面した部分1.5m)			

(第一種中高層住居専用地域の高さ13mは、奈良県自然環境保全地区の指定によるものです。)

□ 手続きの流れ



□ 届出の時期

当該行為に着手する日の30日前までに、町に届出をして下さい。
(換地処分までは勢野北部土地区画整理組合を経由して下さい。)
ただし、建築確認を必要とする行為については、建築確認申請前に届出し、受理書を添付して下さい。

□ 届出の必要な行為

行 为	内 容
土地の形質の変更	土地の区画の変更や切土、盛土、整地などをいいます。
建築物の建築や工作物の建設	「建築物」には、車庫、物置、建物に付属する門・へいなども含まれます。 「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。 「工作物」には、擁壁なども含まれます。
建築物などの用途の変更	地区計画において用途の制限が定められている区域で必要です。
建築物などの形態又は意匠の変更	地区計画において建築物などの形態又は意匠の制限が定められている区域で必要です。

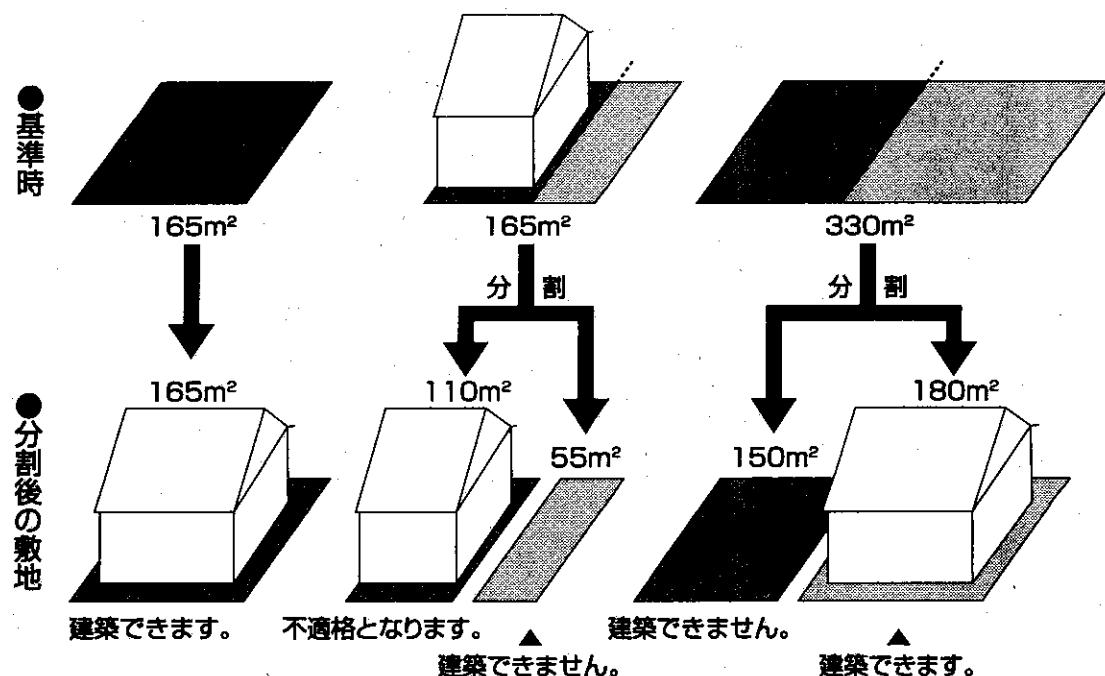
※ 建築確認を必要としない10m²未満の増築や門・へいなどを設置する場合も届出が必要です。

□ 届出書類

「地区計画の区域内における行為の届出書」（次ページ参照） ----- 2部
添付書類（下表参照） ----- 各2部

行為の種類	添付書類	縮 尺	備 考
土地の区画	区域図	1/1,000 以上	行為を行う区域及び周辺の公共施設の配置を表示したもの
形質の変更	設計図	1/100 以上	計画平面図、断面図、構造図、現況平面図など
建築物の建築	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物などの位置を表示したもの
工作物の建築	立面図	1/100 以上	2面以上
建築物などの用途の変更	各階平面図	1/100 以上	建築物の場合のみ必要
	外構図	1/100 以上	かき又はさくの構造などを表示したもの
	敷地求積図		敷地面積の算出根拠を表示したもの
建築物などの携帯又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物などの位置を表示したもの
	立面図	1/100 以上	2面以上
	外構図	1/100 以上	かき又はさくの構造などを表示したもの
共 通	位置図	1/2,500 程度	行為地の位置がわかるように表示したもの
	委任状		届出を代理人が行う場合に必要です

□ 補足説明（建築物の敷地面積の最低限度について）



地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

三郷町長

届出者 住所

氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 生駒郡三郷町

2. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
 3. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
 4. 設計書又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		平方メートル
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(口) 設計の概要	(I) 敷地面積	平方メートル	平方メートル
		(II) 建築又は設計面積	平方メートル	平方メートル
		(III) 延べ面積 (メートル)	平方メートル (平方メートル)	平方メートル (平方メートル)
		(IV) 高さ 地盤面から メートル	(V) 用途	
			(VI) かき又はさくの構造	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(口) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	平方メートル			

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

地区計画書 (区域の整備・開発及び保全に関する方針)

名 称	三郷町勢野北部地区 地区計画
位 置	奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
面 積	約36.5ha
地区計画の目標	<p>本地区は、奈良県生駒郡三郷町北部の勢野北口駅に近い良好な自然環境に恵まれた地域に位置し、勢野北部地区画整理事業によって、各種都市施設を一体的に整備し、今後、緑に恵まれた健全な住宅市街地の建設が行われる地区となっている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、合理的な土地利用計画のもとに建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、健全かつ良好な住宅市街地の形成を図るとともに、周囲の自然と調和した良好な住環境の維持増進を図ることを地区計画の目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>土地区画整理事業の土地利用計画を基本とし、地区を細区分して地区の特性に応じた土地利用を積極的に推進し健全かつ良好な街並みを形成する。</p> <p>本地区は、主として低層専用住宅地としながら、一部に中高層住宅地及び、都市計画道路沿道で日常生活の利便性等を考慮した近隣センター地区を周辺の住宅地と調和しつつ配置する。</p>
地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により整備された公共施設については、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p> <p>特に、植樹帯及び歩道については、原則として土地区画整理事業によって設置された切込み部以外での切込みを認めない。</p>
建築物等の整備方針	<p>1. 低層専用住宅地区 閑静でうるおいのある良好な居住環境を持つ低層住宅専用地区を形成・保全するため、建築物の用途・壁面位置の制限、敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の設定、幹線道路沿いでのかき・さくの構造の制限及び、建築物等の形態・意匠の制限を行う。</p> <p>2. 中層住宅地区① 周辺地区の低層専用住宅地区と調和のとれた中層住宅地区としての良好な居住環境を形成するため、建築物の用途・壁面位置の制限、敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の設定、幹線道路沿いでのかき・さくの構造の制限及び、建築物等の形態・意匠の制限を行う。</p> <p>3. 中層住宅地区② 勢野北口駅に近い立地特性を生かした身近な商業・業務・サービス施設等の利便施設の誘導による、活気のある街なみを形成するとともに中層住宅地区としての良好な居住環境を形成するため、周辺の住宅地区との整合を図りつつ、建築物の用途・高さ・壁面位置の制限、敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の設定、幹線道路沿いでのかき・さくの構造の制限及び、建築物等の形態・意匠の制限を行う。</p> <p>4. 近隣センター地区 本地区的中心核として、商業・業務・医療施設等の誘導を図り、活気ある近隣センター地域の形成及び、周辺地区の土地利用と整合性を図りつつ良好な街なみを形成するため、建築物の用途・壁面位置の制限、敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の設定、幹線道路沿いでのかき・さくの構造の制限及び、建築物等の形態・意匠の制限を行う。</p>

□ 地区計画書 (地区整備計画)

地区の細区分		名称	低層専用住宅地区	中層住宅地区①	中層住宅地区②	近隣センター地区
		面積	30.0ha	4.3ha	0.7ha	1.5ha
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項第1号に係るもの。)ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。以下「低層専用住宅地区」「中高層住宅地区①」の欄において「住宅」という。)</p> <p>2 別表第1(あ)項に掲げる住宅</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの</p> <p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1(い)項に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>6 前各号の建築物に附属するもの(別表第1(お)項に掲げるものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 別表第1(あ)項に掲げる住宅</p> <p>3 店舗、飲食店その他これらに類するもの(別表第1(う)項に掲げるものをいう。)で、その用途に供する部分積の合計が150 m²以内のもの(3階以上にその用途に供するものを除く)</p> <p>4 共同住宅(建築基準法別表第2(い)項第3号に係るもの。)</p> <p>5 寄宿舎又は下宿</p> <p>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>7 診療所、病院</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1(い)項に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの(別表第1(お)項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 店舗・飲食店その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500 平方メートル以上のもの</p> <p>2 事務所等(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項第8号に係るもの。「事務所等」という。)の用途に供する部分の床面積の合計が500 平方メートル以上のもの</p> <p>3 共同住宅(建築基準法別表第2(い)項第3号に係るもの。)</p> <p>4 寄宿舎又は下宿</p> <p>5 畜舎</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場(別表第1(え)項に掲げるものを除く。)</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 畜舎</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、床面積50平方メートルにつき(50平方メートルに満たない端数については、その端数を切り上げる。)車両1台分(幅2.5メートル以上、奥行き5メートル以上)の駐車施設を有しないもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	_____	_____	13メートル	13メートル
		建築物の敷地面積の最低限度	165平方メートル			

地区の細区分		低層専用住宅地区	中層住宅地区①	中層住宅地区②	近隣センター地区
地 区 整 備 に 関 す る 計 画	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路信貴山麓線及び都市計画道路矢倉谷線との敷地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。それ以外の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下でかつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること 3 ごみ置場、自転車置場及び公衆電話所の用に供するもの 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路矢倉谷線との敷地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。それ以外の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下でかつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること 3 ごみ置場、自転車置場及び公衆電話所の用に供するもの 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路信貴山麓線との敷地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。それ以外の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下でかつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること 3 ごみ置場、自転車置場及び公衆電話所の用に供するもの 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路信貴山麓線との敷地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。それ以外の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下でかつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること 3 ごみ置場、自転車置場及び公衆電話所の用に供するもの
	建築物等の形態・意匠の制限	<p>設置することができる広告物は、美観風致を害さないものとし、次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、設置は敷地内に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の用に供するもの 2 表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを越えないもの 3 建築物の屋上又は屋根以外の場所に設置するもの 4 広告塔、立看板その他これらに類するもので、設置する地盤からその上端までの高さが10メートル以下のもの 	<p>設置することができる広告物は、美観風致を害さないものとし、次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、設置は敷地内に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の用に供するもの 2 表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを越えないもの 3 建築物の屋上又は屋根以外の場所に設置するもの 4 広告塔、立看板その他これらに類するもので、設置する地盤からその上端までの高さが10メートル以下のもの 	<p>設置することができる広告物は、美観風致を害さないものとし、次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、設置は敷地内に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の用に供するもの 2 広告塔、立看板その他これらに類するもので、設置する地盤からその上端までの高さが10メートル以下のもの 3 建築物の外壁面から突出する広告物については、設置する直下地盤からその下端までの高さが2.5メートル以上で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下の部分に設置するもの 4 建築物の屋上又は屋根に設置する広告物については、当該建築物の平均高さが10メートル以下のもの。ただし、塔屋等の外壁面に設置する場合は、この限りでない 	<p>設置することができる広告物は、美観風致を害さないものとし、次に掲げるものとする。</p> <p>ただし、設置は敷地内に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の用に供するもの 2 広告塔、立看板その他これらに類するもので、設置する地盤からその上端までの高さが10メートル以下のもの 3 建築物の外壁面から突出する広告物については、設置する直下地盤からその下端までの高さが2.5メートル以上で、かつ、その上端までの高さが10メートル以下の部分に設置するもの 4 建築物の屋上又は屋根に設置する広告物については、当該建築物の平均高さが10メートル以下のもの。ただし、塔屋等の外壁面に設置する場合は、この限りでない

地区の細区分		低層専用住宅地区	中層住宅地区①	中層住宅地区②	近隣センター地区
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	かき、又はさくの構造の制限			
		<p>道路に面する側に設置するかき又はさくは、次に掲げるものとする。</p> <p>1 生垣で道路側に植栽帯を設け、植栽を施したもの</p> <p>2 高さ 1.5メートル以下の鉄柵、金網等の透視可能なさくで道路側に植栽帯を設け、植栽を施したもの。ただし、基礎を構築する場合、基礎の高さは地盤面から60センチメートル以下とする</p> <p>3 高さ 1.5メートル以下の石造のへいで道路側に幅 1.0メートル以上の植栽帯を設け、植栽を施したもの。</p> <p>4 高さ 1.5メートル以下の補強コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造のへいで、天端をかわら屋根でふき、かつ道路側に幅 1.0メートル以上の植栽帯を設け、植栽を施したもの。ただし、次に掲げる場合についてはこのかぎりではない</p> <p>1 都市計画公園その他の公共施設に面する部分の門、へい、かき</p> <p>2 コンクリート造、補強コンクリートブロック造の門の袖で、その高さ及び道路に面する部分の左右の長さがそれぞれ 2.0メートル以下のもの</p> <p>3 防災上又は防犯上やむおえない場合</p>			

区域、地区的細分化の配置は計画図表示のとおりとする。
 かき又はさくの構造の制限については参考図のとおりとする。

■ 別表第1

	<p>延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） ② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ③ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ④ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） ⑤ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） ⑥ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ⑦ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
(い)	<ul style="list-style-type: none"> ① 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの ② 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの ③ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 ④ 路線バスの停留所の上屋 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの <ul style="list-style-type: none"> ア 電気通信交換所 イ 電報業務取扱所 ⑥ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物 <ul style="list-style-type: none"> ア 開閉所 イ 変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。） ⑦ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する次のアからウまでに掲げる施設である建築物 <ul style="list-style-type: none"> ア パルブステーション イ ガバナーステーション ウ 特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。） ⑧ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物（液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。） ⑨ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）である建築物 ⑩ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物 <ul style="list-style-type: none"> ア 合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。） イ 分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。） ⑪ 都市高速鉄道の用に供する次のアからウまでに掲げる施設である建築物（アに掲げる施設である建築物にあっては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ア 停車場又は停留所 イ 開閉所 ウ 変電所（電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。）

(う)	<p>① 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>② 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>③ 洋服店、疊屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>④ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>⑤ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>
(え)	<p>① パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営む工場（原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p>
(お)	<p>① 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>② 総合的設計による一団地の建築物に附属する自動車車庫で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を越えた値が2,000平方メートルを越えるもの</p> <p>イ 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>③ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>④ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>⑤ 別表第2に定める数量をこえる危険物（同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>

■ 別表第2

危険物		数量	危険物		数量
火薬類 取締法 (昭和 25年法 律第14 9号) の火薬 類(玩 具煙火 を除 く。)	火薬	20キログラム	消防法 (昭和 23年法 律第18 6号) 第2条 第7項 に規定 する危 険物	鉄粉	500キログラム
	爆薬			第2種可燃性固体	500キログラム
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管			引火性固体	1,000キログラム
	銃用雷管	30,000個		カリウム	10キログラム
	実包及び空包	2,000個		ナトリウム	10キログラム
	信管及び火管			アルキルアルミニウム	10キログラム
	導爆線			アルキルリチウム	10キログラム
	導火線	1キロメートル		第1種自然発火性物質及び 禁水性物質	10キログラム
	電気導火線			黄りん	20キログラム
	信号炎管、信号火箭及び煙火	25キログラム		第2種自然発火性物質及び 禁水性物質	50キログラム
	その他の火薬又は 爆薬を使用 した火工品	当該火工品の原 料をなす火薬又 は爆薬の数量に 応じて、火薬又 は爆薬の数量の それぞれの限度 による。		第3種自然発火性物質及び 禁水性物質	300キログラム
	マッチ	15マッチトン		特殊引火物	50リットル
	圧縮ガス	350立方メートル		第1石油類	非水溶性液体 1,000リットル
	液化ガス	3.5トン			水溶性液体 2,000リットル
	可燃性ガス	35立方メートル		アルコール類	400リットル
消防法 (昭和 23年法 律第18 6号) 第2条 第7項 に規定 する危 険物	第1類	第1種酸化性固体	50キログラム	第1石油類	非水溶性液体 5,000リットル
		第2種酸化性固体	300キログラム		水溶性液体 10,000リットル
		第3種酸化性固体	1,000キログラム	第3石油類	非水溶性液体 10,000リットル
	第2類	硫化りん	100キログラム		水溶性液体 20,000リットル
		赤りん	100キログラム	第4石油類	30,000リットル
		硫黄	100キログラム	動植物性油類	10,000リットル
		第1種可燃性固体	100キログラム	第5類	第1種自己反応性物質 10キログラム
					第2種自己反応性物質 100キログラム
				第6類	300キログラム

備考

- この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。
- 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。
- この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数量を除し、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

平成 年 月 日

誓 約 書

三郷町長様

※申請人の直筆とする。

住 所

氏 名

(印)

□

今回の地区計画の区域内における行為の届出書(勢野北 丁目 番)

について、外構工事の予定はなく、今後において外構工事（かき・さく等その他工作物の建築）を行う場合は、新たに「地区計画の区域内における行為の届出書」を提出し、施工するものといたします。

また、今回の工事により施工することになった場合は、変更の届出書を提出した後、施工いたします。